

名古屋市町並み保存要綱実施要領

平成 28 年 4 月 1 日

名古屋市教育委員会

(趣 旨)

第 1 条 この実施要領は、名古屋市町並み保存要綱（平成 22 年 4 月 1 日施行。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の届出)

第 2 条 要綱第 6 条第 1 項の規定による届出は、町並み保存地区現状変更行為届出書（第 1 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会（以下「委員会」という。）に提出して行うものとする。

- (1) 関係部分の設計図
- (2) 現況写真
- (3) その他委員会が必要と認めるもの

(適用除外)

第 3 条 要綱第 6 条第 2 項の規定により、委員会が別に定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 仮設又は地下埋設の建築物又は工作物の設置に係る行為
- (3) 育成などのため必要な木竹の伐採

附 則

1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年 4 月 1 日に廃止された名古屋市町並み保存要綱実施要領（昭和 59 年 3 月 1 日教育長決裁）の規定によりなされた現状変更行為の届出については、この要領の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

町並み保存地区現状変更行為届出書

平成 年 月 日

（あて先）名古屋市教育委員会

〒
住所
氏名
電話



名古屋市町並み保存要綱実施要領第2条の規定により、現状変更行為の届出をします。

1 現状変更の場所	
2 現状変更の名称	
3 現状変更の内容	
4 工事の予定	着手 年 月 日 ～ 完了 年 月 日
5 工事設計者	住所 氏名 電話
6 工事施工者	住所 氏名 電話
7 その他参考事項	
※	

〔添付書類〕 関係部分の設計図、現況写真、その他